泉佐野市いじめ防止基本方針 (第2版)

令和2年1月15日

泉佐野市 泉佐野市教育委員会

目 次

はじめに •••••••P2
I いじめの防止等のための基本的な考え方1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 □ 市として取り組む対策 1 泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営・・・・・P5 2 泉佐野市いじめ防止対策審議会の設置・・・・・・・P5 3 学校への支援・・・・・・・・・・・・P5 4 相談機関の整備と周知・・・・・・・・・・・・P6 5 保護者など市民への啓発活動・・・・・・・・・・P6
□ 学校が実施する措置1 学校いじめ防止基本方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 ▼ 重大事態への対処 1 重大事態とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
类

はじめに

近年、子どもたちを取り巻く社会状況が著しく変化する中で、いじめの問題についても、より複雑化・深刻化する傾向にあります。

とりわけ、SNSなどの新たなコミュニケーションツールの急速な普及は、子どもたちの人間関係の構築方法を多様化させているだけではなく、保護者や学校の教職員の認知が困難なネット上のいじめが、大きな社会問題となっています。

このような状況のもと、国では、いじめの防止等(いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や個々の対策について定めた「いじめ防止対策推進法」が、平成25年9月28日に施行されました。

さらに、平成28年11月には、「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」(いじめ防止対策協議会)が行われ、平成29年3月14日に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、これまで以上に、学校の主体的で積極的な対応が求められるようになったところです。

一方、本市では、平成29年6月に「市いじめ防止基本方針」を策定し、これに沿って、いじめ防止等のための対策を進めてきましたが、この間、PDCAサイクルによる内容等の点検を行う中で、これまでの方針を一部見直し、今般、第2版として改訂することとしました。

今回の改訂では、教職員がいじめの問題をひとりで抱え込むことなく、学校が組織的にいじめの防止等のための措置を行うことや、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者を「学校いじめ防止委員会」の一員として参画させること、並びにその専門的知識を積極的に活用すべきことを明記しました。

さらに、児童等が安心して学校生活を送ることができるよう、児童等はもちろんのこと、その保護者に対しても、いじめが発生した際の学校の対処についてあらかじめ示すとともに、いじめを受けた児童等及びその保護者のケアと安全確保を最優先に対処すべきことを改めて明記したほか、「重大事態対処指針」等の具体的な関係資料についても、巻末資料として盛り込みました。

併せて、すべての市立小中学校の「学校いじめ防止基本方針」も、同様の趣旨により、 改訂されることとなりました。

今後も、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、 令和2年1月15日に施行した「泉佐野市いじめの防止等に関する条例」の趣旨や、改訂後の 「市いじめ防止基本方針」(第2版)並びに「学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめ の防止等のための施策等に関係するすべての人が、今一度、意をひとつにして、連携・協 働しながら、いじめの克服に向けた取組みを進めてまいります。

令和2年1月15日

泉佐野市 泉佐野市教育委員会

I いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

(1) 条例における定義

「泉佐野市いじめの防止等に関する条例」(以下「条例」という。)第2条第1号には、いじめとは、「児童等(学校に在籍する児童又は生徒をいう。以下同じ。)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。

※ 「一定の人的関係」とは、同じ学校・学級や部活動のほか、塾やスポーツクラブなど、当該児童等が関わっている学校外の仲間や集団(グループ)も含んだ人的関係をさします。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

(2) いじめの熊様の具体例

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

(3) 留意点

- ① いじめには多様な態様があります。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめとして認知するか否かの判断に当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童等の立場に立って、その表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があり、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければなりません。
- ② 良かれと思って行った行為が、意図せずに、その行為を受けた児童等に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、その行為者がすぐに謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も可能です。

ただし、いじめであることに変わりはないため、「学校いじめ防止委員会」(P8)への情報の提供及び共有は当然必要となります。

③ いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合があります。また、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた場合など、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれます。

これらは、被害を受けた児童等及びその保護者の心情や状況等に配慮したうえで、 早期に警察と連携した対応を取ることが必要です。

2 基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、それを受けた児童等の内面を将来にわたって深く傷つけるものであり、児童等の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権を侵害する行為です。

いじめは、全ての児童等に起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。

いじめを行うことはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめの未然防止を図るためには、児童等がお互いの違いを認め合い、お互いを尊重することによって、いじめを許さない集団づくりを進めていくことが重要です。

とりわけ学校では、児童等が目的を持った学校生活を送り、クラスや自主活動等の集団の中で、信頼と協調に基づく人間関係を構築し、規律を守る力やコミュニケーション能力を育んでいくための取組みを、教育活動全体を通じて総合的に推進していくことが必要です。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではありません。

地域社会の一員である一人ひとりの大人が、いじめの克服に向けて、学校・家庭・地域などのそれぞれの立場からその責務や役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

とりわけ、地域における児童等との関わりの中で、気になる行動や小さな変化など、いじめの兆候や疑いを把握した場合は、一人で抱え込むことなく、まわりの相談できる人と情報を共有し、その情報を当該児童等の保護者又は学校に伝えるなど、日頃から、関係者間で緊密に連携できるように心がけることが重要です。

そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境(雰囲気)や、気がねなく相談できる環境(雰囲気)を醸成する必要があります。

また、地域社会との関わりの中で、児童等に自分も他者もかけがえのない存在として、 大切にできる感性を育むことが大切です。

Ⅱ 市として取り組む対策

1 泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営

市は、条例第23条に基づき、いじめ問題等に関係する機関の連携を図るため、市教育委員会(以下「市教委」という。)の附属機関として「泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

協議会は、学校、市教委、警察署及び市長部局等により構成し、「市いじめ防止基本方針」に基づく施策を効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行います。 また、PDCAサイクルにより「市いじめ防止基本方針」の内容を点検し、必要に応じて見直しを行います。

2 泉佐野市いじめ防止対策審議会の設置

市は、条例第31条に基づき、いじめの防止等のための施策を実効的に行うため、市教 委の附属機関として「泉佐野市いじめ防止対策審議会」を設置します。

審議会は、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成し、「市いじめ防止基本方針」に基づくいじめの防止等のための対策について審議するともに、条例第 21 条第 2 項に基づき、学校での「重大事態」に係る調査審議を行う場合があります。

3 学校への支援

(1) 学校の取組みに対する指導等

市教委は、学校による「学校いじめ防止基本方針」の策定・見直しや体制の確立、及 びいじめの防止等に関する措置等に関して指導・助言するとともに、必要な情報提供を 行います。

また、市教委は、生徒指導の充実のための教諭、養護教諭その他の教職員の配置に努めるほか、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者を派遣し、いじめの防止等を含む教育相談への対応や年間計画に沿った学校の取組みへの支援を行います。

さらに、市教委は、学校でいじめが発生した際、必要に応じて、指導主事の派遣や、 臨床心理士等外部の専門家を派遣し、学校のいじめへの対応を支援します。

(2) 教職員の資質向上

市教委は、学校でのいじめの防止等に関する措置が専門的知識に基づき適切に行われるよう、いじめ問題に関する研修の充実を通じて教職員の資質能力の向上を図ります。

4 相談機関の整備と周知

(1) 教育相談の実施

市教委は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるため、「教育支援センター」による相談を実施します。

(2) 相談窓口の広報

市教委は、市の広報紙やホームページにおいて、「教育支援センター」に開設している相談窓口について広報します。

また、市教委は、大阪府が実施している「24 時間電話相談」や大阪府教育センターでの教育相談(子ども向けの「すこやかホットライン」、保護者向けの「さわやかホットライン」)等を学校でも周知するとともに、市のホームページ等において広報します。

5 保護者など市民への啓発活動

条例第8条では、保護者の責務として、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導等を行うこと、またいじめを受けた場合には適切にいじめから保護すること、さらに、市や学校が実施するいじめ防止等のための施策や措置に協力するよう努めるものとしています。

また、条例第9条では、市民の役割として、地域社会において、児童等を見守り、児童等が健やかに成長できる環境づくりに努めるものとしています。また、いじめが行われ、 又は行われていると疑われえるときは、学校や市教委に通報する等、学校や市教委の講ずる措置に協力するよう努めるものとしています。

市教委は、保護者や市民がこれらの責務や役割を自ら果たすことができるよう、PTA 対象の人権研修を実施するほか、保護者のみならず広く市民に対して、いじめの防止等の ための施策や措置について、広報・啓発に努めます。

Ⅲ 学校が実施する措置

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1)「学校いじめ防止基本方針」の内容

学校は、条例第 10 条に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を定めます。 「学校いじめ防止基本方針」には、概ね、次の事項を記載します。

- いじめ防止等に関する学校の基本的な考え方
- 「学校いじめ防止委員会」の設置・運営
- ・未然防止に関する事項
- 早期発見に関する事項
- 通報や相談があった場合の対処(「重大事態」を含む)
- 当事者である児童等及びその保護者への指導・支援や助言
- ・いじめが発生した集団への働きかけ
- ネット上のいじめへの対応

また、学校は、児童等が自己実現を果たすことができるような教育活動を進めるため、いじめの防止等に関する措置の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けます。

(2)「学校いじめ防止基本方針」の運用

「学校いじめ防止基本方針」に示す措置等の内容が、学校の実情に即して十分に機能しているかについて、「学校いじめ防止委員会」を中心に、PDCAサイクルにより随時、 点検し、必要に応じて見直します。

また、その見直しに際しては、検討段階から、児童等及びその保護者のほか、いじめ の防止等に関わる関係者の意見等を取り入れるように努めます。

そのためにも、「学校いじめ防止基本方針」の内容を、入学時や各年度の開始時に児童等及びその保護者、その他の関係者に必ず周知するほか、 Webページなどにも掲載します。

※ いじめが発生した際の学校の対処等について、あらかじめ広く周知することは、児童等に学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながるものです。

以上のほか、いじめの防止等に関する措置が、体系的・計画的に行われるよう、学校としての包括的な方針を定め、その具体的な内容をプログラム化した「学校いじめ防止プログラム」を策定し、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等についても、校内で組織的に対応できるようにするなど、学校の実情に即して「学校いじめ防止基本方針」の効果的な運用を図ることが必要です。

2 学校いじめ防止委員会の設置・役割等

(1)「学校いじめ防止委員会」の設置

学校は、条例第 14 条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員のほか、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)その他の関係者により構成する「学校いじめ防止委員会」を設置し、次の①及び②に留意して運営します。

① 組織的な対処

いじめ(その疑いを含む)の問題を特定の教職員で抱え込まず、委員会が中心となって、学校全体が組織的に対処します。

② 専門家との連携

いじめの問題の解決を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的知見を積極的に活用します。

- (2) 「学校いじめ防止委員会」の役割
- ① いじめの未然防止
 - いじめが起こりにくい、いじめを許さない環境づくり
- ② いじめの早期発見・事案対処
 - 早期発見・事案対処に資する各種情報の収集・記録・共有
 - 早期発見のための通報・相談窓口 (教職員からの対応記録(5W1H)の報告受理を含む)
 - ・教職員をつなぐ

いじめ(その疑いや人間関係に関する悩みも含む)に関する情報を得た場合の、 保護者への連絡に関する助言

緊急会議の開催(全教職員への迅速な情報伝達・対処に関する意思統一) アンケート調査、聴き取り調査等による事実関係の把握 いじめであるか否かの判断

- ・当事者及びその保護者へ対応
 - いじめを受けた児童等及びその保護者に対する支援
 - いじめを行った児童等及びその保護者に対する指導体制と対応方針の決定 (スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による相談窓口の 開設、その周知を含む)
- ③ 「学校いじめ防止基本方針」に基づくその他の取組み
 - 取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - 年間計画に基づくいじめの防止等に関する校内研修の企画と計画的実施
 - 「学校いじめ防止基本方針」のPDCAサイクルによる点検・見直し

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

① 児童等の人権意識を育む

いじめを生み出さないために、児童等がお互いに違いを認め合い、お互いを尊重し合うことによって、いじめを許さない集団づくりを進めていくことが必要です。

学校は、児童等が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション能力を育んでいくための取組みを、教育活動全体を通じて、総合的に推進していきます。

② 自治意識を育成する

いじめの未然防止に向けては、児童等が、人と人との関わり合いを通して、自らが人と関わる喜びや大切さに気づき、絆を深める中で、他人の役に立っているという自己有用感や、自分には目標を成し遂げる力があるといった自己効力感を醸成していくことが重要です。

学校は、日頃より児童等に活躍の場や目標達成の機会を設定するとともに、教職員をはじめとするまわりの大人が、いかに関わるべきかを常に意識しながら、児童等に接していく必要があります。

例えば、児童会、生徒会活動等を通じて、児童等の絆づくりや居場所づくりに向けての取組みを行い、個々の児童等の「自分も仲間も大切にする」という意識を育んだり、いじめを自分たちの問題としてとらえ、どうすればなくすことができるかを自ら考え、実践する態度を養うよう指導することが重要です。

(2) いじめの早期発見

① 児童等の小さな変化(サイン)を見逃さない

いじめの未然防止の取組みを充実させても、現実にはいじめを根絶させる事は非常に困難です。したがって、いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させる前に その芽を摘むという点から特に重要です。

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、保護者や教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることがあります。

学校の教職員は、教職員同士だけではなく、保護者その他関係者と連携しながら、 児童等の小さな変化(サイン)に気付く力を高め、早い段階から的確に関わりを持て るように努めます。

また、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童等が教職員等にいじめを訴えやすい体制を整えます。

② 情報を共有し、迅速な対処につなげる

多くの場合、一人の教職員でいじめの全体像を把握することは困難なため、児童等の小さな変化やいじめの兆候を把握したときは、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速な対処につなげる必要があります。

学校の教職員は、自ら把握した小さな兆候を学校全体で共有するだけではなく、保護者に迅速に伝達するためにも、日頃から、保護者とのコミュニケーションを図り、 良好な関係を築くように努めます。

(3) いじめへの対処

① 事実関係を確認し、いじめを受けた児童等及びその保護者のケアと安全確保を行ういじめ(あるいはその可能性)が確認された場合、まずは、いじめを受けた児童等や、いじめを知らせてきた児童等の安全確保が最優先です。

そのため、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう、保護者その他関係者とも緊密に連携できる体制を整えておくことが大切です。

その上で、いじめを行ったとされる児童等に対して、事実関係の確認を行います。

その際、「いじめを受けた児童等にも責任がある」という考え方はあってはならず、「あなた(被害者)が悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を損なわないよう留意する必要があります。また、児童等の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する必要があります。

併せて、いじめを受けた児童等が、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った児童等を、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ることが重要です。

学校は、「5 つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(大阪府教育委員会)、「レベルに応じた問題行動への対応チャート」(市教委)を活用するなど、市教委や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対処していきます。

② いじめには厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う

いじめを行った児童等に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要です。

しかし、指導後も改善が見られず、いじめ行為を繰り返し行うなど、他の児童等の適切な教育に妨げがあると認める場合は、「泉佐野市立学校の管理運営に関する規則」第 18 条の2の規定に基づく出席停止も含め、いじめを行った児童等には、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整える必要があります。

この際、大切なことは、いじめを行った児童等の保護者との連携です。

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対処を適切に行えるよう保護者の協力を求める必要があります。

いじめを行った児童等自身には深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合があります。

いじめを行った児童等が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い説諭や、当事者の児童等との話し合いなどにとどまらず、地域の関係者などの協力も得ながら、情緒的な安定を獲得していく中で、成長支援の観点を踏まえ、規範意識や社会性を育成していくことが重要です。

また、状況に応じて、警察や福祉機関との連携による指導も必要です。

以上のことを踏まえ、学校は、いじめを行った児童等に対して、毅然とした態度で 粘り強く指導します。

③ 集団全体の課題としてとらえる

いじめを見ていたり、同調したりしながらも、様々な思いを抱えている児童等がいます。

はやしたてたり、おもしろがって見ている「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」であっても、いじめを受けた児童等にとっては、孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが必要です。

学校は、その集団に属する一人ひとりの児童等に対して、いじめを受けた児童等の 立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を 育てることを通じて、意識や行動の変容を求めていきます。

(4) いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の①及び②の2つの要件が 満たされていなければなりません。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童等に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる 状態が相当の期間(少なくとも3か月が目安)継続していること。

② いじめを受けた児童等が心身の苦痛を感じていないこと いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか

を面談等により確認すること。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、その状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、 当該いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等については、日常的に注意深く観察することが重要です。

IV 重大事態への対処

1 重大事態とは

近年、全国的に、子どもの生命や身体又は財産に関わるような「重大事態」が続発しています。

こうした「重大事態」が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認し、 原因と課題を明らかにした上で、これに類する事態が繰り返されることがないよう、必要 な対策を講じなければなりません。

そのため、市教委及び学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要があります。

(1) 重大事態の意味

条例第2条第2号には、学校又は市教委が、事実関係を明確にするための調査を行う「重大事態」として、次の①及び②の事態を示しています。

- ① 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがあると認める事態
 - (例) いじめを受けた児童等が
 - ・自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② 相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがあると認める事態
- ※ 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安としますが、児童等が 一定期間、連続して欠席しているような場合は、これに関わらず、学校及び市教委の 判断により、必要な調査に着手します。

2 重大事態対処指針

市教委は、いじめを受けた児童等の生命、心身及び財産の保護のため、当該児童等及び その保護者の意向を最優先しながら、組織的な対処を行うための指針として、「重大事態対 処指針」P23 参照)を定めます。

3 重大事態の報告と対処

「重大事態」が発生した場合は、校長は直ちに市教委に報告し、市教委は、速やかに市 長に報告するとともに、「重大事態対処指針」に沿って、迅速に対処します。

4 調査の主体と組織

市教委は、学校から「重大事態」発生の報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断します。

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

「学校いじめ防止委員会」が調査を行います。

市教委は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

(2) 市教委が主体となって行う場合

学校主体の調査では、「重大事態」への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教委が調査を行います。

この場合には、「泉佐野市いじめ防止対策審議会」が調査に当たります。

5 調査結果の報告及び保護者への説明

学校が主体となって調査を実施した場合は、市教委を通じて、市長に調査結果を報告します。

また、市教委が主体となった場合も、市教委が、市長に報告します。

さらに、学校又は市教委は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。

6 市長による再調査等

(1) 再調査の方法

- ① 5の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る「重大事態」への対処又は当該「重大事態」と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、報告結果について再調査を行います。
- ② 再調査は、公平性・中立性を担保するため、「泉佐野市いじめ問題再調査委員会」を 設置して行います。
- ③ 市は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

① 市長は、学校の再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、学校に対して当該調査に係る「重大事態」への対処又は当該「重大事態」と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

巻 末 資 料

- ●資料1 「泉佐野市いじめ認知改善プラン」 (泉佐野市教育委員会 令和元年7月)
- ●資料2 「5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート」 (大阪府教育委員会 平成26年2月)
- ●資料3 「レベルに応じた問題行動への対応チャート」 (象佐野市教育委員会 平成30年3月)
- ●資料4 「重大事態対処指針」 (泉佐野市教育委員会 令和2年1月)

泉佐野市 いじめ認知改善プラン

泉佐野市教育委員会 令和元年7月

いじめ認知改善プランの作成にあたって

教育は、人格の完成に資する営みであり、子どもに関わるすべての人びとが、そのことを自覚し、人権尊重の精神を貫いて実践することが重要です。そして、子どもが社会で、安心して安全に学ぶことができるためには、学校や家庭、地域といった、子どもの身近な生活基盤での人間関係や集団の質はとても大切な要素となります。

学齢期は、まさに集団生活を通して人間関係を築いていく時期であり、集団がその土台となって、個性や人格、生きる力が形成されていきます。しかし、集団生活では、集団であるがゆえに、個々のさまざまな心情が交錯して、人権をないがしろにする行為が後を絶たない現状があります。中でも、いじめは深刻な問題です。なぜなら、いじめは人の命を奪いかねない行為であり、また、いじめによる心の傷は生涯にわたりはかり知れない影響を及ぼすことがあるからです。私たちは、このことを肝に銘じておかねばなりません。

平成31年1月、本市において、子どもが自らの尊い命を絶つ事案が発生しました。自死との 因果関係は判断できなかったものの、いじめがあったことが確認されています。当時、いじめを 見抜けなかったことを猛省するとともに、本市の学校におけるいじめ認知件数の極めて少ない状 況を改善する必要があります。いじめの未然防止が本市の最重要課題であると捉えています。

「いじめは絶対に許されない行為だ」という認識をすべての人がもつことはもとより、いじめをしない、かかわらない、傍観しない、また、いじめを受けないための力を育てるために、なにはさておき、教職員の見えにくいところで起こっているいじめに気づき、また、見抜いて、その背景や原因を分析する力が学校には不可欠です。

この「いじめ認知改善プラン」は、自死事案の報告書のうち、いじめ防止の提言を受けて作成しました。時を同じくして大阪府教育庁もいじめ対応改善のために「いじめ対応セルフチェックシート」を作成しました。これらの内容をふまえ、ぜひ、各学校で確固たる組織的指導体制のもと、子どもの安心安全を守り抜き、いじめの未然防止に全力で取組まれることを切望します。

令和元年7月2日

泉佐野市教育委員会

報告書について

報告書は、泉佐野市教育委員会(以下「市教委」という。)が設置した「検証委員会」において、本事案 に係る基本調査で得られた情報の範囲内で、かつそれらの情報を前提として、5人の外部専門家の助言を 受けながら、取りまとめたものである。また、これまでの当該校及び市教委の取り組みを振り返り、問題 点等について検証することにより、当該校を含む全ての市立小中学校での再発防止に向けた取り組みの推 進につなげるものである。

報告書の『再発防止に向けた今後の学校及び市教委の取り組みへの提言』では、「すぐに取り組む必要が あること」「長期的な取り組みについての提言」に分けての記載があり、その具現化が必要である。

再発防止に向けた今後の学校及び市教委の取り組みへの提言

すぐに取り組む必要があること ~いじめ防止に関する対策の改善に向けて~

- (1) 児童生徒のサインを見逃さない
 - ① 教職員が、今以上にいじめアンケート調査やQU(楽しい学校生活を送るためのアンケート)の分 析結果を検討・共有するとともに、有効に活用できる仕組みを確立すること。
 - ② いじめアンケート調査や校内いじめ防止委員会などは実施時期が決まっているが、児童生徒のトラ ブルや関係は日々刻々と変化するものであることから、日常の授業や行事、部活動、その他の活動の 中での児童生徒のサインを見逃さないようにすること。
- (2) 教職員をつなぐ
 - ① 児童生徒に関わる教職員がフォーマルに、かつインフォーマルに、児童生徒のことを語り合う場を 持つこと。
 - ② その上で、教職員がチームとして機能すること。
- (3) 児童生徒の声を聴く
 - ① 必要に応じて、個別に児童生徒の声を聴いたり、あるいは小さなグループで語り合い相談できる場
 - を学校の中に様々につくられるよう努力すること。 ② いじめアンケート調査後に行われる教育相談についても、必ずしも毎回担任が行うのではなく、児童生徒が相談する教職員を選べるようにするなど、児童生徒が話しやすい又は話したいと思える環境 を整えること。
 - ③ 学生ボランティア等や地域の方々の協力を求めるなど、学校・学級を外に開いていくことを検討す
 - 上記①から③の前提として、授業や行事活動、日常会話などにおいて、教職員と児童生徒の関係が、 教える者と学ぶ者の一方向の関係に陥らないように、教職員が児童生徒の応答や活動を引き出すよう に働きかけ、その心情や行動を感じとり反応するという双方向の関係をつくるために不断の努力をす ること。
- (4) 児童生徒が声を挙げるための取り組みを企画する
 - ① 児童生徒がSOSを出す方法をとりたてて学んだり、気持ちを表出している友人にどう声掛けす ればいいのか学ぶこと。
 - ② 児童生徒が問題を感じた際に、「声を挙げれば必ずその声が聴かれ、希望すれば対応をしてもらえ る。さらに、問題が関連する組織(学級や部活動、学校全体)で公的に取り上げられ、議論され、 解決される。」ということを日常的に経験できるようにしていくこと。
- (5) 専門家との連携
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを校内体制の一員として認識し、積極的に相 談すること。
 - 外部専門家の情報を各学校が共有し活用できるように、市教委を中心としたネットワークを形成す ること。
 - ③ 外部専門家だけではなく、地域の方々や学生ボランティア等との連携も視野に入れて、教職員のさ らなる多忙化につながらないように、学校を外に開く取り組みを検討すること。
- (6) 保護者との連携のあり方を考える
 -) 保護者との協働意識を持った関係、例えば、気になったことを伝えることができたり、何か問題があれば一緒に取り組んでもらえるような関係を構築していくこと。) 児童生徒がキャリアについて学ぶ機会や総合的な学習の時間など、機会があれば、保護者に、講師
 - やサポーターをお願いし、保護者とは違う立ち位置から児童生徒を見守り、学校・学級の応援団にな ってもらうなどの工夫を考えていくこと。
 - ③ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携を図ること。

長期的な取り組みについての提言 ~改めて学校という場を問い直す~

- (1)授業・行事・部活動を見直す
 - ① 児童生徒が絶えず出会い/出会い直しができるように、様々な仲間につながれる活動や場をつくり 出していくこと。その中で、「どうみられるか」ではなく「どうしたいか」が言えたり、考えたりで きるように、学校の中の活動や組織、授業のあり方を検討していくこと。
 - 行事や活動が削減される傾向にある中で、中学校では3年間を見通して、どの時期にどのような活 動を、なぜ入れていくのか、教職員はもとより生徒自身が確認できるように、関係づくりの観点から も、検討して取り組んでいくこと。
- (2) 問い、話し、考える場をつくる
 - 教職員と児童生徒が、授業やホームルーム、行事、部活動などの活動の意味を再確認する際に、「問 い、話し、考える場」になっているのかどうか、という視点をもつこと。

泉佐野市いじめ認知改善プラン

1 基本理念(いじめ防止対策推進法 第3条)

- (1) 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- (2) いじめの影響や問題について、児童生徒が理解を深められるようにする。
- (3) 市、学校、地域、家庭との連携のもと、いじめの問題を克服することをめざす。

2 基本目標

- (1) いじめの未然防止への取り組みを推進する。
- (2) いじめの早期発見・早期対応への取り組みを推進する。
- (3) いじめの解決を図るため、専門家・関係機関と連携した取り組みを推進する。
- (4) いじめの解決を図るため、組織的な推進・検証体制の充実を図る。

3 いじめの基本認識

いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的 関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるもの を含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- いじめは、どの児童生徒にもどの学校にも起こり得るものである。
- いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは、そもそも気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら、加害も被害も経験する。
- いじめは、暴力を伴わなくとも、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体 に重大な危険が生じる。

4 基本構想

【基本姿勢】

① 児童生徒の立場に立つ

教職員は、全ての児童生徒を人格のある人間として接し、一人ひとりの個性と向き合い、児童生徒の立場に立って守りきるという姿勢が必要である。

② 児童生徒を深く理解する

教職員は、厳しい課題を有している児童生徒を集団の中に位置づけ、その表情や現象のうらにある心の叫びを敏感に感じとろうとする等、児童生徒に寄り添い、理解しようと努める必要がある。

③ 児童生徒の思いや願いを受け止める

教職員は、全ての児童生徒の可能性を信じ成長を願うとともに、予断をもった判断をせず、児童 生徒の願いや思いを受け止めることが大切である。

【日常の教育活動】

① 主体的に学ぶ授業の推進

教職員は、「居場所づくり」と「絆づくり」を意識し、全ての児童生徒が参加・活躍する主体的に 学ぶ授業を進める中で、学力とともに自己有用感を高めていくことが必要である。

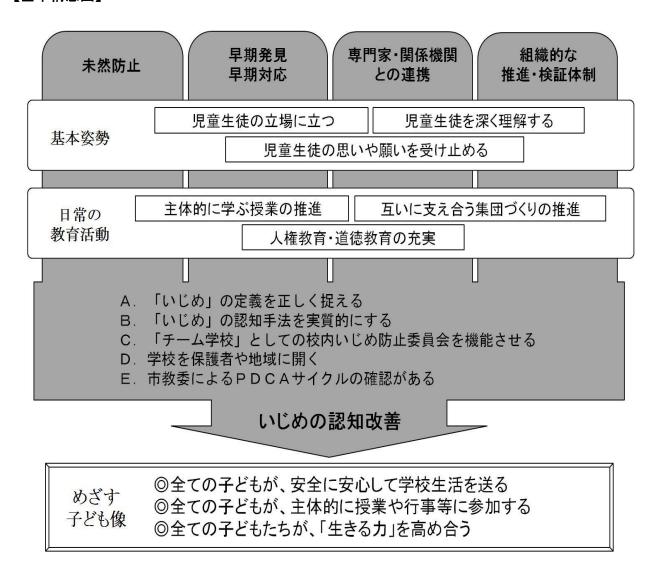
② 互いに支え合う集団づくりの推進

教職員は、児童生徒が安心して学校生活を送るために、信頼と協調に基づき互いに支え合う人間 関係の形成が、一人ひとりにとってプラスであるとの認識を育むように努める必要がある。

③ 人権教育・道徳教育の充実

教職員は、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになる人権教育や、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育を、学校の教育活動全体で充実させる必要がある。

【基本構想図】



5 いじめ認知改善プラン 推進の方向性

A.「いじめ」の定義を正しく捉える

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。その際、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう定義を正しく捉えることに努める。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内いじめ防止委員会を開催し、情報を共有した上で行うようにする。

「いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が児童生徒に行き届いていることのあかしであり、いじめ解消に向けた取り組みのスタートラインである。」という認識に全教職員がたち、できるだけ早い段階から、いじめではないかという疑いをもって、その可能性があるものについて積極的に認知していくことが、重大事態につながることを未然に防ぐことにもつながる。

- ⇒① 市教委が、資料を作成し、管理職が全教職員に周知する
 - ② 市教委が、研修を実施し、管理職及び担当者に周知する
 - ③ 学校が、校内研修を実施し、全教職員に周知する

B.「いじめ」の認知手法を実質的にする

いじめの早期発見、早期対応のため、学校いじめ防止基本方針に則った定期的なアンケート調査や教育相談の実施を学校全体として組織的に進める。また、調査・相談の時期や内容についても児童生徒の実態に即したものであるかの検証をPDCAサイクルにより定期的に行う。

さらに、相談窓口の周知や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家との連携など、児童生徒の相談体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して見守りを進めていく。

- ⇒① 市教委が、見直しポイントを示し、学校が、学校いじめ防止基本方針見直しを行う
 - ② 学校が、子どもたちの発信ツールを意図的に複数設ける
 - ③ SC/SSW が、いじめアンケートや QU の分析に参加し、助言を行う(年間複数回)

C.「チーム学校」としての校内いじめ防止委員会を機能させる

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、日頃から丁寧に児童生徒理解を深め、早期発見に努めることが大切である。いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識しなければならない。さらに、児童生徒の表情や行動の変化、出欠や遅刻等の状況の変化等、小さな兆候やサインを見逃すことなくアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報の交換及び共有することが大切である。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく校内いじめ防止委員会により、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となるよう位置づけることが重要である。

- ⇒① 市教委が、役割等を含めて校内いじめ防止委員会のモデルを示す
 - ② 学校が、モデルをもとに実践しているのか、市教委が確認する
 - ③ SC/SSW が、校内いじめ防止委員会に参加し、助言を行う(年間複数回)

D. 学校を保護者や地域に開く

いじめは学校による指導だけでは解決できない社会問題である。したがって、学校の取り組みをより有効にするため、学校は家庭や地域と密接に連携し、いじめの問題に対する地域ぐるみの対策を進めていく。 PTA等の保護者組織と実質的な連絡、協議の場を確保し、積極的に連携を図るとともに、いじめの問題への対応の方針等についてもPTA等とも十分協議する。さらに、学校いじめ防止基本方針等を広く周知するなど、学校と地域の連携により、校内外にわたって児童生徒が地域の大人と接する場面を増やすことによって、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

- ⇒① 学校が、保護者への発信ツールを意図的に複数設ける
 - ② 学校が、学校いじめ防止基本方針を積極的に周知する(HPの公開)
 - ③ 学校が、学生ボランティアや地域の方がたに協力を求める取り組みを明確にする

E. 市教委によるPDCAサイクルの確認がある

市教委による学校におけるいじめの防止等の取り組みの点検・充実いじめの実態把握の取り組み状況等、各学校における定期的なアンケート調査や教育相談等のいじめ問題に係る組織的な取り組み状況を点検するとともに、市の動向や成果・課題などを定期的・継続的に学校に情報提供するなどを通じ、学校におけるいじめの防止等の取り組みの充実を促す。

また、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の調査」等に関し、いじめの認知件数に学校間で大きな差がある場合や、認知件数の少ない学校が多い場合は、その原因を分析し、いじめの認知に関する消極姿勢や認知漏れがないかを十分確認の上、当該校への指導助言を実施する。

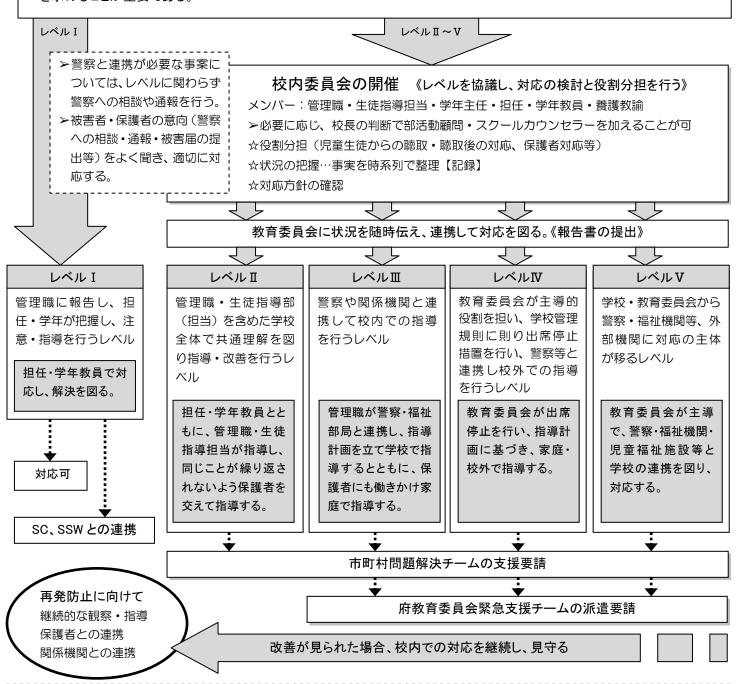
- ⇒① 市教委が、ヒアリングや訪問により、学校の状況をリアルタイムに把握する
 - ② 市教委が、学校いじめ防止基本方針に基づく各校の進捗状況確認を行い徹底する
 - ③ 市教委が、校園長会等の会議において、いじめの認知状況について確認し、情報共有する

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

大阪市教育委員会資料に基づき作成

ねらい

- ■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベル I ~ V の5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
 - ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
 - ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
 - ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
 - ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- ■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- ➤対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベル I ・ II でも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- ▶レベルⅠ~Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- ➤いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- ▶児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

レベルに応じた問題行動への対応チャート 泉佐野市教育委員会

大阪府教育委員会資料に基づき作成

ねらい

児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベル1~3の3段階に分けて例示しています。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点です。

- ①加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請します。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぎます。
- ③教職員が適切な指導が行えるようにします。
- ④問題行動の重篤度に応じた対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等に理解・協力 を求めます。
 - ▶警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行います。
 - →被害者・保護者の意向をよく聞き、適切に対応します。
 - ▶校内で問題行動のレベルを協議し、対応の検討と役割分担を行います。

レベル1

気づいた職員が学年に報告し、担任・学年が中心となり、注意や指導を行います。

- ◇からかい ◇無視 ◇悪口 ◇攻撃的な言動(荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等) ◇無断欠席・遅刻 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 など
 - ※原則、同様の行為を繰り返す場合は、レベル2の対応を行うこととします。

レベル2

気づいた職員が学年に報告し、担任・学年・生徒指導担当が中心となり、学校全体 で共通理解をはかり、指導・改善を行います。

- ◇悪口・陰口・軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇暴力(蹴る・叩く・足をかける等)
- ◇賭けごと ◇授業妨害 ◇器物損壊 など
 - ※原則、同様の行為を繰り返す場合は、レベル3の対応を行うこととします。

レベル3

関係機関と連携して指導・改善を行います。

- ◇脅迫・強要行為 ◇暴言・誹謗中傷行為 ◇重い暴力 ◇対教師暴力 ◇喫煙 ◇窃盗行為 ◇著しい授業妨害や器物損壊 ◇無免許運転 など
 - ※原則、学校から教育委員会・警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体を移して、 家庭・校外で指導・改善を行います。
- ※どのレベルの指導においても、子ども一人ひとりの抱えている状況に応じて、段階的指導で対応します。

重大事態対処指針

1. はじめに

本指針は、「泉佐野市いじめ防止基本方針」に基づき定めるものである。

なお、重大事態とは、「泉佐野市いじめの防止等に関する条例」(以下「条例」という。)第2条第2号において、次のように定義されている。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (2) 重大事態 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態又はいじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態をいう。

本指針は、重大事態が発生した又はその疑いがある場合の対処指針であるが、そもそも、いじめの 未然防止や早期発見の取組みが重要であることは言うまでもない。

したがって、泉佐野市教育委員会(以下「市教委」という。)及び学校は、「泉佐野市いじめ認知改善プラン」より引用した次の点に留意して、まずは未然防止や早期発見に努めるものとする。

- ◆短期的な取組みについて ~いじめ防止に関する対策の改善に向けて~
 - (1) 児童生徒のサインを見逃さない
 - (2) 教職員をつなぐ
 - (3) 児童生徒の声を聴く
 - (4) 児童生徒が声を挙げるための取り組みを企画する
 - (5) 専門家との連携
 - (6) 保護者との連携のあり方を考える
- ◆長期的な取組みについて ~改めて学校という場を問い直す~
- (1) 授業・行事・部活動を見直す
- (2) 問い、話し、考える場をつくる

しかし、市教委及び学校が、いじめの未然防止と早期発見に全力を尽くして取り組んだ場合においても、何らかの形で重症化し、重大事態が発生する可能性は排除できない。

重大事態が発生した場合には、本指針に沿って、いじめを受けた児童等及びその保護者(以下「被害児童等やその保護者」という。)に寄り添い、迅速かつ適切に対処する必要がある。

2. 重大事態への対処に関する基本姿勢

- ① 市教委及び学校は、被害児童等やその保護者の「いじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたい」という切実な思いを理解し、対応に当たること。
- ② 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及や、その他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。
- ③ 重大事態が発生した場合は、市教委及び学校は、調査により膿を出し切り、いじめの防止等のための施策や措置を見直す姿勢を持つこと。
- ④ 市教委及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと。また、状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに留意すること。また、被害者である児童等やその家庭に問題があったと発言するなど、被害児童等やその保護者の心情を害することは厳に慎むこと。
- ⑤ 市教委及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童等やその保護者に対して調査の結果について適切に説明すること。
- ⑥ 自殺事案の場合、学校外のことで児童等が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気付き、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、市教委及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有していることを認識すること。
- ② 自殺事案の場合、子どもを亡くしたという心情から、市教委又は学校が遺族に対する調査の説明を進める際に時間を要する場合があるが、そのような状況は当然起こり得ることであり、遺族の心情を理解して丁寧に対応すること。また、市教委及び学校は、必要な時間をとりながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童等やその保護者に寄り添いながら調査を進めること。
- ⑧ 被害児童等やその保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、市教委及び学校は、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。また、それが再発防止につながり、そこから新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童等やその保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することは怠ってはならず、安易に重大事態として取り扱わないことを選択するようなことは、あってはならない。

3. 重大事態対処フロー

重大事態が発生した場合の報告等については、条例等において以下の流れが示されている。

●発生報告 【条例第21条第1項】

・学校は、市教委を通じて、重大事態が発生した旨を市長に報告する。

❷調査 【条例第 21 条第 2 項】

・市教委(審議会)又は学校(学校いじめ防止委員会)は、重大事態に係る事実関係を明確にするための 調査を行う。

情報提供 【条例第21条第3項】

・当該調査に係る被害児童等やその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な 情報を適切に提供する。

調査結果報告 【基本方針p39】【ガイドラインp12】

┓ ・調査結果を市長に報告する。

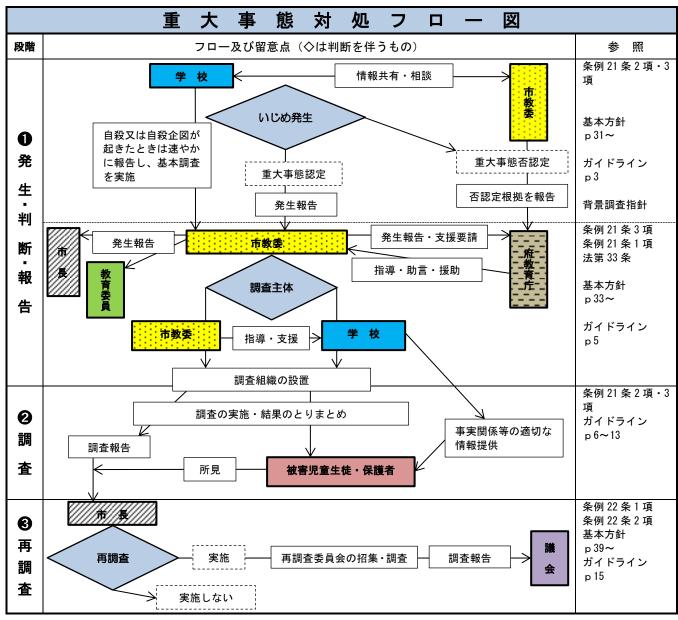
・被害児童等やその保護者の希望により、その所見をまとめた文書を添付できる。

❸再調査 【条例第 22 条第 1 項】

・報告を受けた市長は、必要と認めるときは、再調査を行う。

再調查報告 【条例第22条第2項】

・市長が再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。



※市教委から府教育庁への報告は、各段階において適時行う。

4. 重大事態対処チェックシート

NO.	対処の段階	チェック項目
【重	大事態発生時及び初期対処】	
1	ア 重大事態を把握する 「疑い」が生じた段階で調査を開始 ・被害児童等やその保護者からの申立てがあった時は、 必ず調査を実施	□市教委と学校:事案に関する情報共有 □学校:被害児童等やその保護者のケア(市教委は支援) □市教委又は学校:重大事態認定・否認定の判断 (判断主体と判断基準の明確化)
		□市教委: 否認定の場合の府教育庁への報告 (否認定根拠含む)
2	イ 重大事態の発生報告 <u>・学校は、速やかに市教委を通じて市長へ報告</u>	□学校:認定後の速やかな市教委報告 □市教委:市長報告 □市教委:教育委員報告 □市教委:府教育庁報告(必要に応じ府への支援要請)
3	ウ 調査組織の設置 <u>・公平性・中立性が確保された組織による客観的な事</u> 実認定を行う	□学校・市教委:調査準備(意思統一) □市教委:調査主体の決定(市教委又は学校) □市教委:市教委が調査主体の場合の調査組織の決定 (第三者委員会か否か)
【調	査及び中期対処】	
4	エ 被害児童等やその保護者への調査方針 説明 ・「いじめはない」「学校に責任はない」等と断定的に説明してはならない ・対応の不備については速やかに説明と謝罪を行う ・被害児童等やその保護者の心情を害する言動を慎む ・被害児童等やその保護者に寄り添い、信頼関係を構築する	【調査主体】→【被害児童等やその保護者】 □調査方針に関する要望の聞きとり・調整 □調査方針の説明 ・調査事項・対象・方法 ・調査組織の構成(公平性の担保) ・調査スケジュール(中間報告・結果報告含む) ・外部への説明方法・内容 【調査主体】→【調査対象児童等やその保護者】 □調査方針の説明・意見聴取
5	オ 調査の実施	□調査主体:調査対象児童等やその保護者へ調査方針 説明 □調査主体:被害児童等やその保護者への進捗状況報 告(丁寧に) □調査主体:調査関係文書・資料の整理と確実な保存 (文書管理規則等に基づく) □調査主体:調査後の対応方針検討
6	カ 調査結果の説明・公表 ・調査結果は公表することが望ましい ・個人情報保護を盾に説明を怠らない	□市教委と学校:調査結果と対応方針の市長報告 □市教委と学校:再発防止策の検討 □市教委又は学校:対応方針に沿って被害児童等やその保護者に調査結果を説明 □市教委と学校:事案の公表(個別の情報を開示するか否かを、個人情報保護条例・情報公開条例等に基づき適切に判断) □市教委と学校:事案非公表の場合でも、再発防止に向け、当事者以外の児童等やその保護者への説明を検討 □市教委:教育委員会議等への報告方法等検討
【再	発防止及び長期対処】	
7	キ 再発防止策を踏まえた対応 ・被害児童等やその保護者の継続的なケアを行う	□学校:被害児童等やその保護者の心のケア (SC・SSW等の活用) □市教委:学校への積極的な支援 □学校:いじめを行なった児童等やその保護者への適 切な指導・助言 □市教委:必要に応じ就学校指定変更等、弾力的対応 の検討
8	ク 市長による再調査 ・当初の調査主体において、追加調査や調査員を変更 した上での調査を行うことも考えられる	□市長:再調査実施可否を判断 ・調査時に知り得なかった事実が判明した ・十分な調査が尽くされていない ・公平性・中立性について疑義がある

5. 自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応について

段階	場面	対 応	備 考
		□事実確認	□記録開始
	事案発生	□救急等、事故への対応	□「緊急対応の手引き」を必ず参照
		□対応組織(役割分担)の確認・招集	のこと
		□早急に第1報を作成・報告	□保護者に報告
	※ ⊬ ≠□ /±	(いつ、だれが、何をして、どうなった)	(担当 日時)
	角条生報告 	(現時点で確認した内容のみ報告)	□市教委に報告
		(事実と未確認を明確に分ける)	(担当 日時)
初		□市教委との連絡	□緊急対策本部の設置
	 役割分担	□遺族との連絡 □記録担当	□必要な人員の要請
期		□ケア担当 □報道・問い合わせ窓口	OSC OSSW
	(例)	□学年担当 □情報集約担当	○市教委職員
対		□保護者担当	
		□事実の伝達 (第一報)	※遺族の意向を最優先に
応		□遺族へのコンタクト	※丁寧に、悲しみに寄り添う姿勢
		□事実の公表有無と範囲についての意向確認	※公表に係る意向確認をするタイ
	 遺族への	○公表の有無	<u>ミングについて十分留意</u>
		○友人 ○在校生 ○PTA役員 ○保護者	(担当)
	関わり	○報道	□葬儀等引率計画
		□伝え方についての確認	(マナー指導等)
		□兄弟姉妹のケアについて	□葬儀等のお知らせ
		□葬儀等の意向確認	
三	基本調査	□遺族との関わり・関係機関との協力	□調査主体は学校
	【必須】	□指導記録等の確認	□市教委の指導・支援
日		□全教職員からの聞きとり(3日以内)	
以	(即日開始)	□関係の深い子どもへの聞きとり(制約を伴う)	
内	 情報の整理	□時系列整理 □種類別整理	□いじめが背景に疑われる場合に
	HWOLZ	□市教委への報告	は重大事態の対応となる
_		□基本調査の経過及び整理した情報等の遺族への	□断定的な説明はできない
週	Art 17 -	説明	□信頼関係を構築する関わり方
誾 遺族への		□安易に因果関係に言及すべきでない	
以	関わり	□詳細調査についての学校及び市教委の考えを伝え	
内		て、遺族の意向を確認	
		□今後の連絡者、頻度、訪問等についての意向確認	
		□市教委が判断する	□第三者機関や外部専門家へ意見
	詳細調査への	□少なくとも次の場合には移行	を求める姿勢
	移行の判断	○学校生活に関係する要素(いじめ、体罰、	□遺族がこれ以上の調査を望まな
中	1911 00 11121	学業、友人等)が背景に疑われる	い場合でも、改めて遺族に詳細調
		○遺族の要望がある ○その他の必要性	査を提案することも考えられる
期		□警察発表内容の確認	□取材多数ならば記者会見を
	I++=:	□公表できる内容の整理	□記者会見等への準備開始
対	情報について	□問い合わせ窓口、報道対応窓口の明確化	□想定問答の準備(遺族に確認)
		□記者会見への判断	
応		□説明内容の遺族への確認	
		□PTA役員との協議	□想定問答の準備(遺族に確認)
	周囲への説明	□保護者会開催の判断	
		□全校集会開催の判断	
		□学校活動(登校、授業、行事)に係る判断	

長期的対応	心のケア	□スクールカウンセラーの要請□配慮が必要なケースのリストアップ○遺族○児童等○兄弟姉妹(他校種もあり得る)□ケアの目標と計画の設定	□卒業式等の節目や命日等への対応を視野に入れ、長期的なケアを 心がける
応及	遺族への	□遺品等の返却についての相談	□信頼関係を構築する関わり方
びび	関わり	□法要、訪問等の確認	
詳細調査の実施	詳細調査	□調査組織の設置 □計画と実施 ①基本調査の確認 ②学校以外の関係機関への聞きとり ③状況に応じ、子どもに自殺の事実を伝えて行う 調査 ○アンケート調査 ○聞きとり調査 ④遺族からの聞きとり など	□組織の構成は、弁護士、心理の専門家等を加えた調査組織となる

※自殺企図であっても、再発防止の観点から、同様の対応となることに留意する。

6. おわりに

重大事態が発生した場合は、「2. **重大事態への対処に関する基本姿勢」**に基づき、原則として、フロー図及びチェックシートに沿って対処を行うが、詳細については、以下のガイドライン等を参考のうえ、丁寧に対応する必要がある。

- ◇ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (平成 29 年 3 月 文部科学省)
- ◇ 不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月 文部科学省)
- ◇ 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針 [改訂版] (平成 26 年 7 月 文部科学省)
- ◇ 子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き(平成22年3月 文部科学省)

令和 年 月 日

泉佐野市教育委員会教育長 様

泉佐野市立○○学校 校長 ○○ ○○ 印

いじめの重大事態(疑い含む)発生報告書

1	重大事態(疑い含む)と認めた事由	□ ①に該当 □ ②に該当
	(市いじめの防止等に関する条例第2条第2号)	○ 認めた理由
	① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた	•
	疑い	
	② 相当の期間学校を欠席することを余儀な	
	くされている疑い	
	※児童生徒・保護者から申し立てがあったとき	
2	いじめを受けたとされる児童生徒	第 学年 組(歳)
		名前 (性別)
		※複数の場合は追記すること
3	いじめを行ったとされる児童生徒	第 学年 組(歳)
		名前 (性別)
		※複数の場合は追記すること
4	いじめが行われたと疑われる時期	$R\bigcirc.\bigcirc.\bigcirc\sim$ $R\bigcirc.\bigcirc.\bigcirc\bigcirc$
5	学校が本事態を認知した日	RO. O. OO
6	事態の内容	○発見のきっかけ
		○いじめの態様等
		○現在の状況
		【いじめを受けたとされる児童生徒】
		【いじめを行ったとされる児童生徒】
7	学校の指導経過等	
8	いじめを受けたとされる児童生徒・保護	
	者の意向	

令和 年 月 日

泉佐野市教育委員会教育長 様

泉佐野市立○○学校 校長 ○○ ○○ 印

基本調査(自殺又は自殺が疑われる死亡事案)報告書

- 1 事故の概要
 - ・児童生徒基礎データ(学校名・名前・学年・学級・性別・年齢等)
 - ・事故の経緯(発生日時・場所・事故の概要)
- 2 調査内容(発生したその日から開始)
 - ・全職員からの聞きとり結果(児童生徒に関する情報の収集を3日以内に終了)
 - ・遺族面談内容(公表についての意向、学校への要望等)
 - ・関係児童生徒からの聞きとり結果(状況に応じて)
- 3 関係資料の収集
 - ・いじめに関するアンケート、生活に関するアンケート等
 - 児童生徒個票
 - ·指導要録、健康診断表、出席簿等
 - ・学級日誌、作文、掲示物、生活記録ノートなど学校にある児童生徒の記録
 - ・その他学校での生活の様子が分かるもの
- ※得られた情報の範囲内で、情報を時系列にまとめるなどして整理し、市(市教委)に報告
- ※学校及び市(市教委)は、適切に遺族に説明(断定的な説明はできないことに留意)
- ※市(市教委)は、基本調査の報告を受け、詳細調査に移行するかどうかを判断
- ※いじめが背景に疑われる場合は、市いじめの防止等に関する条例に基づく重大事態として扱い、

市長等への報告が必要

※自殺企図であっても、再発防止の観点から、同様の調査をすることに留意